地(知)の拠点大学としての事業協働機関との連携

Joint Project among University, MAFF and Consulting Company as Contribution to Local District

長 裕幸*・寺尾 和彦**・木原 泰信*** Hiroyuki Cho*・Kazuhiko Terao**・Yasunobu Kihara***

1. はじめに

現在、地方国立大学の多くは、文科省の地(知)の拠点整備事業(通称、大学 COC 事業)に採択され、県全域をキャンパスと位置づけて、大学が地域指向型の教育・研究・社会貢献の取り組みを行い、地域再生・活性化の拠点となることを目指し、学生参画を主体とする教育プログラムを展開しています。さらに、多くの大学は、「地(知)の拠点大学による地方創成推進事業(COC プラス)」に採択され、地方の大学群、地方公共団体、産業界と連携し、大卒者の地元就職率の向上と雇用の拡大・創出を進めることで、地方創生を担う人材の育成・活用の推進を目指すことになっています。文科省で採択された予算内で、プロジェクトを立ち上げ、事業として取り組んで行くわけですが、はっきり言って、申請時のプロジェクトに対する配分予算は十分ではなく、基本的に県を地方の基本単位とした事業なので、「官」の部分は地方自治体が主になります。文科省主導によるこの流れの中で、全国で数多く展開されている国営の農業農村整備事業と大学がどのように連携していくのかは、農業土木関連教員で構成される組織の大学内における存在意義とも関わり、その重要性を増してきているものと思われます。

2. 産官学三者連携プロジェクト

大学を取り巻く環境として、運営交付金の削減に伴う、教育研究基盤経費の低下が深刻さを増しており、科研費とは異なる経常的な経費の獲得は大きな課題となっています。佐賀大学では、県内の国営事業所の一つである「筑後川下流右岸農地防災事業所」を対象として協働事業の展開を試み、28 年度、事業を無事終了する事ができたので、その結果を、ケーススタディとして報告させていただきます。

まず事業を考えるにあたって重要なことは、教員個人ではなく、大学として事業を請け負う体制の構築だと思われます。これは農業土木系の教員ばかりである必要はなく、一つの大講座、コースあるいは学科が一つの組織として全員が関わっていく体制を意味しています。つまり大学の特徴は、専門の異なる研究者の集合体であり、全員が独自の研究テーマをもってオリジナルな論文の作成を目指しており、通常、一つの事業所に対し全員が関わることなどあり得ないからです。しかし、大学を一つのシンクタンクとして組織化し、一つの事業に対し、全員が専門性に基づき多面的な提案を行う機会を設けることができれば、事業所にとってもこれほど有益なことは無いはずで、研究者にとってもその中で実際

^{*} 佐賀大学 (Saga Univ.), ** 農水省 (MAFF), ***技術開発コンサルタント(Gijyutu Kaihatu c.c.), 共同研究, 地域貢献, 人材育成、クリーク、多面的機能

に現場に関われるテーマが見いだせれば、両者にとってウィンウィンの関係になるはずで す。さらに、前述した「地 (知) の拠点」の責務と完全に一致し、ワークショップ、地元 でのボランティア活動、卒業研究等を通して学生に対する教育効果も十分に期待できます。

具体的な手順に関しては、Fig.1 に示していますが、これは、事業所の寺尾所長に探し出していただいた、「農工研の国営事業所等へ技術支援枠組み」の中の「共同研究(行政支援型)」を参考にしました。教員数 10 名足らずの地方大学の I 組織を農工研に見立てるのは、当然、無理はあるのですが、事業契約システムとしては、農工研で多くの実績を有しており、佐賀大学のような小規模な組織でも十分に活用できたと思われます。

28年度、事業所がコンサルタントに発注した業務は「筑後川下流右岸農地防災事業-事業効果検討業務-」であり、この中に「なお、業務遂行にあたっては、高度な専門知識を有する研究機関・大学等の指導及び助言を受けて行うものとする。」の一文が入っています。

大学とコンサルタントの間で は大学の社会連携課を通して共 同研究契約を締結しました。共 同研究費は、コンサルタントが 事業所から請け負った業務の中 から支払うので、全体の5割を 超えることはできないし、コンサ ルタントの営業利益との関連も含 めて、コンサルタントと大学との 密接な協議が必要となります。し かし、コンサルタントとの共同研 究は、成果を事業所に報告する義 務はありますが、使用内訳に関す る制約はコンサルタントとの契約 に依存しており、自由度は非常に 高いと思われます。また、コンサ ルタントが請け負った事業に関連 する内容であれば、どのような研 究でも対象になり得るので、大学 側の研究テーマに関する自由度も 高くなり、将来の事業の展開を考 える上でも、3者にとって有益だ と思われます。

大学教員間における協働事業参加への意思の統一及び 統括責任者の選出

大学から事業所へ協働事業参加教員各専門分野等の説明

事業所から大学へ事業概要及び工事の年次計画及び問題点 等の説明

大学教員から各専門分野に基づく事業内容、問題点等に関する 貢献プロジェクトの提案

事業所における大学からの各提案プロジェクトに対する事業化 可能性の検討および採択、要望等の大学への通知

大学における事業所との協議、担当責任者の確認

事業所から事業の一般公募、ただし、業務の中で「なお、業務遂行に あたっては、高度な専門的知識を有す研究機関・大学等の指導及び 助言を受けて行うものとする。」の一文を記載しておく。

入札により業務遂行コンサルタントの決定、事業所とコンサル タントの請負契約の締結

コンサルタントと大学との協議、コンサルタントと大学による 共同研究内容の決定

大学の社会連携課を通して、大学とコンサルタントとの共同 研究契約の締結

研究のスタート

大学、コンサルタント、事業所の連携事業の推進

共同研究成果の報告書を作成し、コンサルタントおよび 事業所に提出

コンサルタントは事業所との請負契約の業務内容に基 づき成果報告書を事業所に提出

Fig.1 大学・国営事業所・コンサルタント 3 者連携事業のフローチャート